



2026年4月22日

各 位

会社名 スバル興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 永田 泉治
(コード:9632 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 管理本部長 上野 俊明
(TEL 03-3528-8245)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2025年9月30日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社といたしましては、このたびの命令を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、さらなる法令遵守の徹底に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

本件に関し、株主の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることの確認および、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：3億1,678万円

納付期限：2026年11月24日

3. 今後の対応

当社が2025年9月30日に公正取引委員会による立入検査を受けた後に、当社と利害関係がなく、独立性と専門性を有する法律事務所による調査が実施されておりますところ、当該調査においては、グループ役職員におけるコンプライアンス意識、応札業務に関する管理、独占禁止法の観点からの組織的な牽制、独占禁止法にかかる問題に関する内部通報制度の機能といった観点からの指摘を受けております。

当社は、これらの指摘を踏まえ、新たに「入札管理室」を設置し管理体制の充実を図るとともに、「入札管理規程」および「独禁法遵守行動マニュアル」の整備を行うなどして、再発防止に向けた取組みを進めております。

当社では、内部統制およびコンプライアンス体制強化を経営の最重要課題と位置づけ、今後も、各種改革を推進してまいります。

4. 業績に与える影響

当社は、2026年3月16日付の「2026年1月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において、独占禁止法関連損失として特別損失に計上しておりますので、今期の業績予想に変更はございません。

以 上